

○宮崎大学工学部工学基礎教育センター運営会議規程

〔平成24年4月1日〕  
制 定  
改正 令和3年3月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学工学部工学基礎教育センター規程第5条第2項に基づき、宮崎大学工学部工学基礎教育センター運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 工学基礎教育センター（以下「センター」という。）の業務に関すること。
- (2) センターの中期計画に関すること。
- (3) センターの年度計画に関すること。
- (4) その他センターの運営に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) センター長
- (3) 各プログラムの教授又は准教授の中から選出された教員 各1人
- (4) センターの教授又は准教授の中から選出された教員 2人

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合は、後任者を選任する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 運営会議に議長を置き、副学部長（教務担当）をもって充てる。

- 2 議長は運営会議を招集する。
- 3 議長が、センターの業務を統括する。
- 4 議長に事故があるときは、センター長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 運営会議は、原則として、全ての委員の出席により成立する。

2 委員に事故があるときには、代理人を出席させることができる。

3 議決は出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたとき、委員以外の者を運営会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 運営会議の事務は、本学部教務・学生支援係において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事及び運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。